４．手続き方法　（１）先端設備等導入計画の策定

申請様式の記載方法

注）以下の内容は一般的な記載方法を示したものです。申請先となる市区町村の導入促進基本計画やHP等をよく確認下さい。

先端設備等導入計画の認定申請書の入手方法

➢ 申請様式類は以下のURLからダウンロードできます。
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html

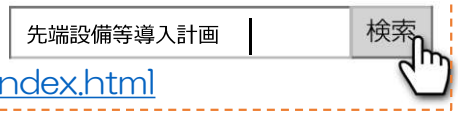

【様式第２２（申請書表紙）】

様式第二十二

先端設備等導入計画に係る認定申請書

年　　月　　日

○○市長　○○　○○殿

住　　所　〒０００－０００１
名　称　及　び　株式会社○○
代表者の氏名　代表取締役　○○　○○

中小企業等経営強化法第52条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
申請者は以下の要領に従って、先端設備等導入計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第52条第4項の認定要件を満たすことを示すこと。
申請者名は、共同で先端設備等導入計画を実施する場合においては、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の先端設備等導入計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。

➢ <u>＜宛名＞</u>は、先端設備等の所在地を管轄する市区村長です。
➢ 官職名が記載されていれば、氏名は省略しても差し支えありません。

➢ 共同申請の場合は、代表となる１社（者）について記載し、代表者以外の参加企業については、余白に住所、名称及び代表者の氏名を記載してください。

➢ 認定申請書の提出の際に、（備考）及び（記載要領）は必要ありません。

【別紙（計画書）】

別　紙

先端設備等導入計画

１　名称等

1	事業者の氏名又は名称	株式会社○○
2	代表者名（事業者が法人の場合）	代表取締役　○○　○○
3	法人番号	XXXXXXXXXXXXX
4	資本金又は出資の額	X,XXX万円
5	常時使用する従業員の数	XX人
6	主たる業種	輸送用機械器具製造業

<u>＜１　名称等＞</u>
➢ 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号（13桁）が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。

➢ 主たる業種において、中小企業者の判定を行います。日本標準産業分類の中分類を記載してください。
複数事業を行っている場合、売上高や付加価値額・従業員数などの経営指標の割合が最も多くの割合を占める事業をさします。

次ページへ

4．手続き方法　（１）先端設備等導入計画の策定

申請様式の記載方法

2　計画期間
　令和７年１０月　～　令和１０年９月

3　現状認識

①自社の事業概要
　自動車部品の製造を事業の中核としつつ、電動工具の部品など、多品種小ロットの金属製品の部品製造を行う。

②自社の経営状況
　売上は令和6年3月期210,000千円、令和7年3月期225,000千円と増加しており、営業利益についても令和6年3月期1,200千円から令和7年度3月期2,700千円と増加している。要因としては、大手取引先からの受注量の増加や、熟練工を中心に歩留まり改善に向けた地道な取組みの成果によるものである。
　他方で、(1)近年設備投資を行っておらず、現在の受注量を大幅に増加させることは難しいこと、(2)熟練工が定年退職の時期を迎えており、適切な工程設計ができる人員が不足しているほか、長年の経験を活かした歩留まりの改善や品質の向上を図るには限界があることが、今後、当社の生産性を高め、業績を伸ばしていくうえでの課題である。

4　先端設備等導入の内容
（１）事業の内容及び実施時期

①具体的な取組内容
・現在の設備は導入から年数が経っており、今後の受注増に対応できないことから、新たにNC旋盤1台を導入する。新しい設備の導入により、従来よりも高精度な加工が可能になることに加え、生産期間の短縮が見込めることから、新規取引先の開拓も含めて受注増に取り組む。
・受注が増え、新しい部品を製造する場合であっても品質を維持していけるよう、新たに三次元測定器を導入して熟練工以外の従業員であっても検査にばらつきが生じない体制の構築を図る。
・新たに導入するNC旋盤及び三次元測定器により、製造工程から検査工程を自動化することができるため、これに対応した新しい生産管理システムを導入する。

②将来の展望
・新たな設備の導入により、より多くの受注に対応できるとともに、受注できる製品の幅も広がることから、積極的な新規顧客の開拓にも取り組み、売上の増加を図る。
・熟練工が定年退職を迎え、貴重な経験が失われることへの対応及び人員の確保が当面の懸案であるが、三次元測定器の導入による品質管理や、製造工程と検査工程の統合による工程の短縮により、熟練工以外の従業員であっても品質のばらつきがなく、限られた人員でもより多くの受注に対応できる体制を構築することにより、大幅な生産性の向上を実現することができる。

（２）先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状 (A)	計画終了時の目標 (B)	伸び率 (B-A)/A
8,000千円	8,720千円	9.0%

＜２　実施時期＞
- 計画開始の月から起算して、①３年（36ヶ月）、②４年（48ヶ月）、５年（60ヶ月）のいずれかの期間を設定して記載して下さい。

＜３　現状認識＞
- ①欄は、自社の事業等について記載してください。
- ②欄は、売上高等の財務指標や顧客の数、主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、自社の強み・弱み等を記載してください。

＜４　先端設備等導入の内容＞
- 「①具体的な取組内容」欄は、実際に先端設備等を導入し、行う取組の内容について記載してください。
  その際には取組を行う業種についても併せて記載ください。
  市区町村が策定する基本計画における業種等の限定については、当該内容で判断されることとなります。
- 「②将来の展望」欄は、先端設備等導入による効果について記載してください。

＜（２）先端設備等の導入による労働生産性向上の目標＞
- 原則として、「A 現状」は計画開始直前の決算（実績）、「B計画終了時の目標」は計画終了直前決算（目標）を基に計算してください。
- 「A 現状」について、決算一期を経ていない場合は合理的な算出方法で現状値を求めて下さい。

【指標の計算について】
労働生産性＝
（営業利益＋人件費＋減価償却費）÷労働投入量　（労働者数又は労働者数×１人当たり年間就業時間）
- 伸び率の計算式の分母Aは絶対値です。また計画終了時は正の値であることが必要です。

４．手続き方法　（１）先端設備等導入計画の策定

申請様式の記載方法

（３）先端設備等の種類及び導入時期

	設備名／型式	導入時期	所在地
1	NC旋盤／AAA-0123	７年１１月	○○県○○市○○1-2-3
2	三次元測定器／XYZ99	７年１１月	○○県○○市○○1-2-3
3	生産管理システム／ABC55Ⅱ	８年　４月	○○県○○市○○1-2-3
4		年　月	
5		年　月	

	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）	備考
1	機械装置	20,000	1	20,000	特例率1/2
2	器具備品	10,000	1	10,000	特例率1/2
3	ソフトウエア	5,000	1	5,000	
4					
5					

	設備等の種類	数量	金額（千円）
設備等の種類別小計	機械装置	1	20,000
	器具備品	1	10,000
	ソフトウエア	1	5,000
合計		3	35,000

５　先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額（千円）
先端設備等購入資金	融資	30,000
先端設備等購入資金	自己資金	5,000

６　雇用に関する事項

令和７年度（事業年度）において、雇用者給与等支給額を令和６年度に比べて１．５％以上増加させる方針を策定し、同方針について、令和７年９月３０日に従業員代表 ●● ●●に対して表明した。

令和８年度（事業年度）において、雇用者給与等支給額を令和７年度に比べて３．０％以上増加させる方針を策定し、同方針について、令和８年９月３０日に従業員代表 ●● ●●に対して表明した。

＜（３）先端設備等の種類及び導入時期＞

- 導入を予定している先端設備等を、この欄に記載します。
- 本欄に記載する設備は、直接生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するもののみになります。
- 「導入時期」欄には、設備取得予定年月を記載して下さい。
- 「所在地」欄には、当該設備の設置予定地（都道府県名・市区町村名）を記載して下さい。

※ 同じ型式の設備を複数取得する場合でも、「取得年月」や「所在地」が異なる場合には、行を分けて記載して下さい。

- 「設備等の種類」欄には各設備の減価償却資産の種類を記載して下さい。
- 「設備等の種類別小計」欄には、各設備等の種類毎に数量、金額の小計を記載して下さい。
- 「備考」欄は、変更申請により課税標準の特例率が設備ごと異なる場合など、申請事業者においては当該欄に特例率（1/2、1/4）をメモいただくことを推奨します。

＜５　先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法＞

- 「使途・用途」欄には、必要とする資金について、具体的な　使途・用途を記載してください。
- 「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金等を記載してください。
- なお、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載してください。

＜６　雇用に関する事項＞※

- 従業員全体に対する給与等の総額（雇用者給与等支給額）について、計画申請日を含む事業年度（令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る。）又はその翌事業年度において、前事業年度と比較して1.5%以上又は３%以上増加させる方針を従業員に対して表明する場合は、本欄にその内容を記載の上、表明したことを証明する書面を計画申請時に添付します。
- 雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる賃上げ方針を策定後、３%以上増加させるものを新たに策定される場合など、賃上げ方針の内容を追記する必要がある場合、本欄には当初の取組とともに、新たな賃上げ方針の内容も記載いただきます。

※賃上げ方針を伴う計画を申請しない（固定資産税の特例措置を希望しない）場合は、記載不要です。